

第2回 筑後川水系流域委員会準備会議

日時：平成15年10月8日(水)10:00～12:00

場所：ハイネスホテル久留米(5階 千歳)

議 事 次 第

- 1, 開会
- 2, 開会挨拶
- 3, 議事
 - (1) 第1回準備会議の主な発言要旨の確認 資料 - 2
 - (2) 筑後川水系流域委員会(仮称)について 資料 - 3
 - 1) 流域委員会のあり方について
 - 2) 流域委員会の仕組み
 - 3) 流域委員会の分野について
 - (3) 城原川について 資料 - 4
 - 1) 城原川の概要
 - (4) その他
- 4, 閉会

筑後川水系流域委員会準備会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「筑後川水系流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、筑後川水系河川整備計画(直轄管理区間)の作成に際し、意見を述べることを目的として設置する「筑後川水系流域委員会(仮称)」のあり方や委員選定等について筑後川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に提言を行うことを目的とする。

(組織等)

第3条 準備会議は、事務所長が設置する。

- 2 準備会議の委員は、事務所長が委嘱する。
- 3 準備会議の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 準備会議委員に欠員が生じた場合には、準備会議にて協議の上、必要に応じて補充を行うものとする。

(会議)

第4条 準備会議には、議長を置くこととし、議長は委員の互選においてこれを定める。

- 2 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。
- 3 準備会議は議長が召集し、運営を行うものとする。
- 4 準備会議は2分の1以上の出席をもって成立する。

(情報公開)

第5条 準備会議及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(事務局)

第6条 準備会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、全委員総数の2分の1以上の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成15年9月11日から施行する。

筑後川水系流域委員会準備会議 委員名簿

氏 名	所 属	分 野
かわの えみこ 川野 栄美子	大川ボランティア連絡会 会長	福 祉
くじま やすひで 具嶋 又栄	西日本新聞エリアセンター甘木 所長	マスコミ
くすだ てつや 楠田 哲也	九州大学大学院教授	環境工学
だたい ただし 駄田井 正	久留米大学教授 NPO法人筑後川流域連携倶楽部理事長	流域連携
ひらの むねお 平野 宗夫	九州大学名誉教授 筑後川リバーカウンセラー	河川工学

(五十音順)

第1回準備会議の主な発言要旨の確認

第1回筑後川水系流域委員会準備会発言要旨

名 前	発言内容
川野委員	<ul style="list-style-type: none">・ 会が終わる頃に、委員が理解されて、それから意見を言うという審議会もたくさんある。・ 女性は心の中に思っていることをどう表現していいかというものに大変な思いをしている。・ 筑後川で、シジミ貝を自分の手でとって食べてみたい。・ 自分の子供とか孫とかを、干潟があり、たくさんの鳥がいるようなところで育てたい。・ 渡し船やヨシ刈りがなくなり、地域の人が川のそばに行くことができなくなり非常に残念。・ 筑後川は無農薬の宝庫であり、体にいいものが眠っている。・ 筑後川には食べ物の産業としてすばらしいものが眠っている。・ 水に関する伝承とかは、地域の古老に聞かないと分からない。・ 眺めというものは人間に安らぎを与えてくれるもので大事。その景観をどのように存続するか。
具嶋委員	<ul style="list-style-type: none">・ 水に親しむというものがもともとあったが忘れられている。もう一度、取り戻したい。・ 長い筑後川を、上流、中流、下流にかけて相当にきっちり見ていくような状況づくりが要る。・ 筑後川流域には、相当数のグループがある。互いにどう評価し、組織、仕組みをつくるのか。・ 筑後川は福岡大都市圏を支えているという視点を、是非、押さえておきたい。・ 川に近づくな、危険という立て札があるという状況がある。・ 私たちの暮らしから川が本当に隔離されてきた。・ 文化、食べ物を含め、暮らしとの関わりを再認識し、現代でどう通用するか仕組みを考えるべき。・ 水の神様のお祭りとかは、地域住民のお礼の気持ち、感謝の気持ちを表している。
楠田議長	<ul style="list-style-type: none">・ 海域と陸域をあわせたところの流域管理に関心。・ NPOからも大いに意見をお伺いすべき。・ 目的を達成しようとする、必ずその利害、プラスとマイナスが出てくる。・ 今の貴重な植物をどう保っていくのか。・ 伝統的な文化を存続させることのできる川の構造、水の流し方、そういう視点も必要。・ 昔は川に近づく、近づかないの判断は、個人がリスクを背負っていた。・ デュアルモードでちゃんと情報が伝わるように専門家の方が必要。・ 超過洪水に対して、被害を最小限にするための川づくり。・ いつ、どのように、何を流すかという、下流を考えて上流をコントロールする発想も必要。
駄田井委員	<ul style="list-style-type: none">・ 流域で活動しているNPOの意見を、どのように流域委員会の意見として出すのか。・ NPOや日々活動している団体を背負っている方の意見や活動自体をどう評価するのか。・ 環境なくして経済の成長なし。・ 筑後川流域圏は、観光の資源がある。・ 親水は経済の活性化につながる。・ 経済の活性化(観光スポット)につながるような治水や、利水をおこなってほしい。・ 筑後川の観光ネットワークをやっているメンバーは、温泉街の人を中心に取り組んでいる。・ 伝統的な文化、川にまつわる行事ができるか。例えばウ飼い。・ 伝統的な文化が残るか、残らないかということと、環境の関係は非常に深い。・ 川に子どもたちをどう近づけるかというときに、全国画一的なルールを適用するのは、かえって危険。・ 共同体の意識というものを防災という観点でつくらなければならない。・ 昔のような地縁、血縁でつくった共同体はなかなかつくれる。新しい共同体意識を。
平野委員	<ul style="list-style-type: none">・ 他の流域委員会では、なかなか意見が出ず、何回も現地見学会をやった。・ 船や車だけでなく、船で下るとかで川に触れてもらう機会を早い段階でやってもらいたい。・ 超過洪水というか、川の治水の施設には限界があることを認識して、その被害の拡大を防ぐ方法を考える。・ 車と同じで、事故が起こったときの安全対策が必要。

筑後川水系流域委員会(仮称)について

第2回で議論すべき事項

委員会のあり方(事務局案の審議)

分野・人数の設定(事務局案の審議)

各分野の委員選定に当たり考慮すべき事項
(どのような専門・経験を有するか、推薦方法等)

流域委員会のあり方について

流域委員会のあり方について(第1回準備会議意見の整理)

<意見>

長い筑後川を上流・
中流・下流にわけて、
きっちり見ていく
状況づくりが必要

<意見>

下流側を考えて
上流側を
コントロールする
発想が必要

<意見>

海と陸をあわせた
流域管理に関心

意見

筑後川が福岡
都市圏を支えて
いる視点は重要

上下流一体での議論必要

流域委員会のあり方について(第1回準備会議意見の整理)

<意見>

会が終わる頃に
委員が理解し
発言するという例

<意見>

現地見学会を行うと
委員から活発に
意見が出る

<意見>

車だけでなく
船などで
川に触れることが
理解につながる



委員が筑後川の理解を深める工夫必要

流域委員会のあり方について(第1回準備会議意見の整理)

<意見>

女性が参加したく
なる委員会づくりを

<意見>

双方向で情報が
伝わる委員会づくりを



女性参画・情報の共有化を踏まえた
委員会づくり必要

流域委員会のあり方について(第1回準備会議意見の整理)

一般市民は
環境と伝統的文化
の関係を敏感に
感じる

福岡都市圏を
筑後川流域の
一つと考えられる
のでは、

水に関する伝承は
地域の古老に
聞くべき。

流域には、相当数
の市民団体がある

女性の参加

情報の共有化

意見聴取の指導助言では
「流域住民」「地域の文化・伝承」
「女性」「市民団体」「情報の共有化」等の視点を考慮すべき

あり方のまとめ(案)

上下流一体で議論

流域委員会は上・中・下流含め一つの委員会
局地的かつ緊急的な課題に限り 分科会設置が可能

委員が筑後川の理解を深める工夫

早い段階での現地見学会を実施
公聴会等への流域委員会委員の参加・意見交換の実施

女性参画・情報の共有化を踏まえた委員会づくり

女性委員の起用、情報の共有化等の専門家起用

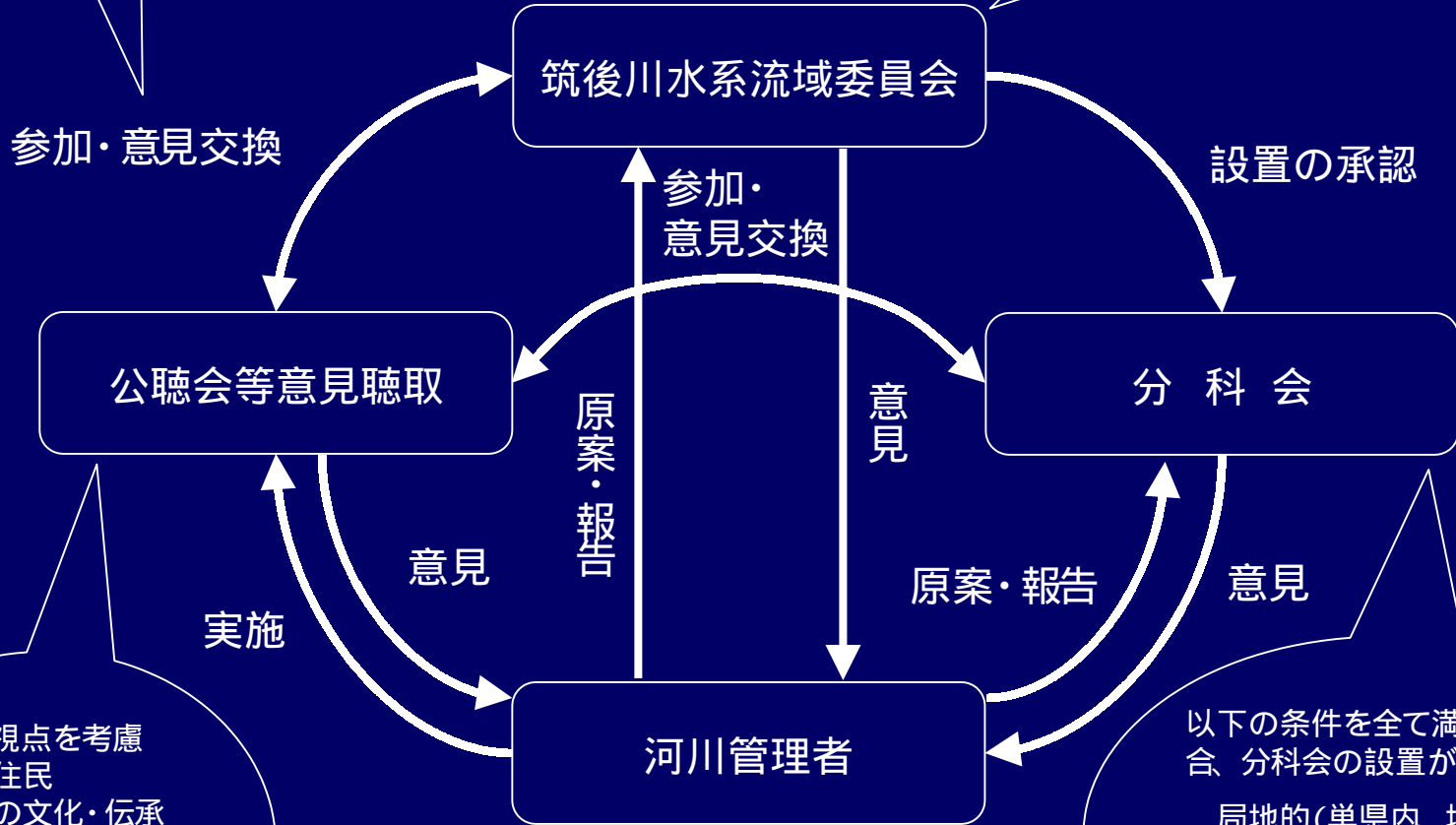
意見聴取の指導・助言

「流域住民」「地域の文化・伝承」
「女性」「市民団体」「情報の共有化」等の視点を考慮

仕組み(案)

•公聴会等への
流域委員会委員の
参加・意見交換の実施

•一つの委員会
•現地見学会の実施
•「女性」情報の共有化
等の専門家起用



以下の視点を考慮

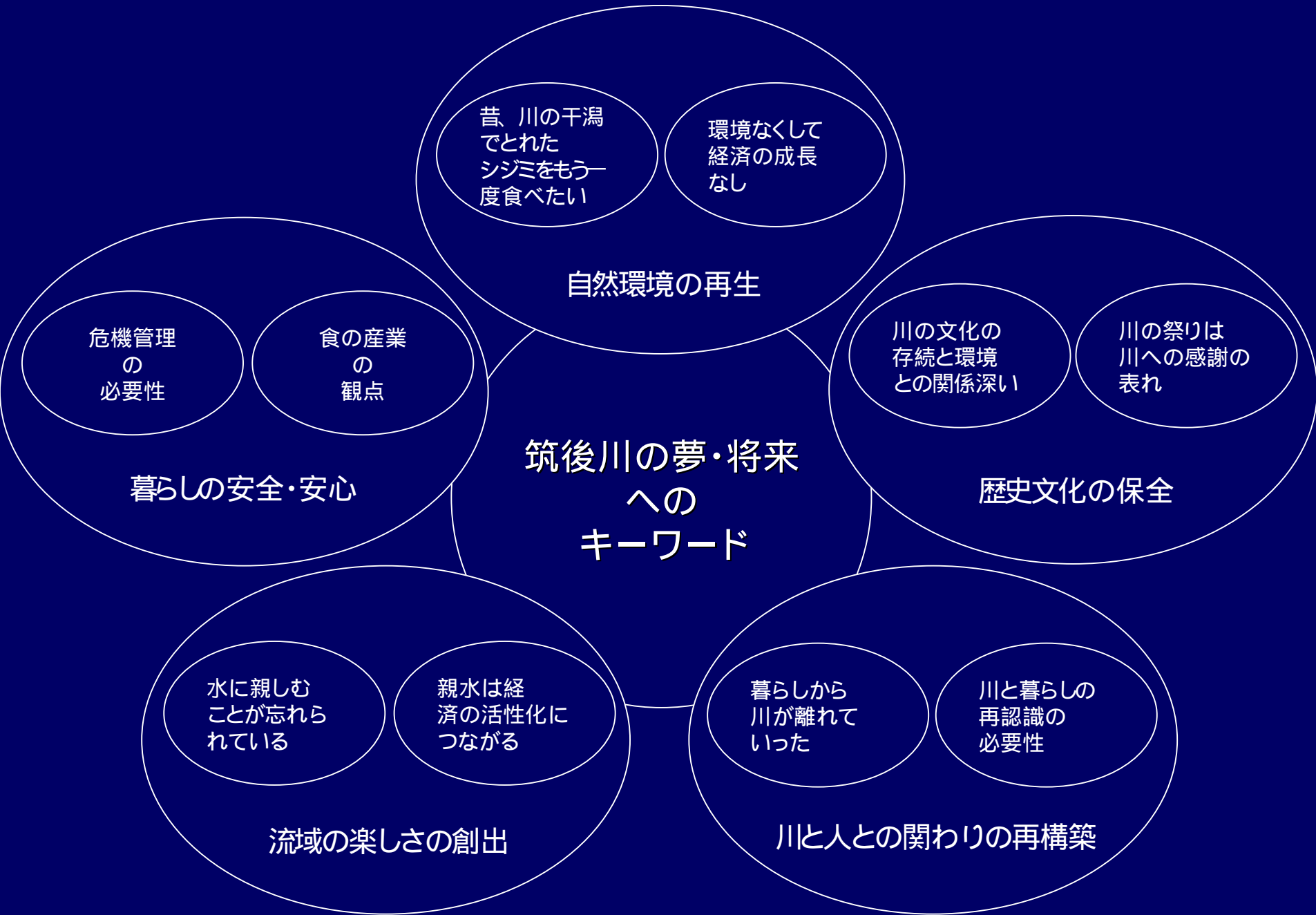
- 流域住民
- 地域の文化・伝承
- 女性
- 市民団体
- 情報の共有化

以下の条件を全て満たす場合、分科会の設置が可能

局地的(単県内、地先等)な課題
緊急的に結論を出す必要のある課題

流域委員会の分野について

流域委員会の分野について（準備会議の意見整理）



流域委員会の分野について(準備会議の意見整理)

暮らしの安全・安心

超過洪水に対して被害を最小にする ような川づくり必要

河川工学

(例)「超過洪水等も含め治水に詳しい方」

産業として見る川

農業水利

(例) 筑後川の農業、水利に詳しい方

漁業

(例) 筑後川の漁業に詳しい方

舟運

(例) 筑後川の物流・人流・従事者

車と同じように危機発生後の安全対策必要

自主防災組織等の共同体の意識必要

水防・自主防災

(例)「水防団経験者」
「S28災経験者」

川に子供達を安全に近づけるのに必要な指導員やルールのあり方

鳥が飛来する川沿いで子育てできる幸せ

環境教育・福祉

(例)「水の大切さ・危険さを子供に教えている方」

自然環境の再生

・川が上へ流れたり下に流れたりする
環境(感潮域)

・昔 川の干潟でとれたシジミを もう一
度食べたい



環境工学

(例)「干潟環境に詳しい方」



沿岸環境

(例)「川から海にかけての水や
土砂の流れに詳しい方」

・アユがいるから鵜飼いは成り立つ

・在来種の保全と漁



生態系(魚類・底生生物)

(例)「筑後川や有明海に生息する
魚類・底生生物に詳しい方」

・筑後川は体に良い野草の宝庫

・貴重な植物の保全



生態系(植物)

(例)「水辺の植物に詳しい方」

歴史文化の保全

・鵜飼い、川における行事等の存続と
川の環境との関係は非常に深い

・伝統的な文化を存続させることのできる
川の構造、水の流し方という視点必要



歴史文化

(例)「筑後川流域の歴史文化に詳しい方」

川と人との関わりの再構築

・流域活動をしているNPOの意見 を聴くべき

・流域に相当数ある市民団体の 連携の仕組み必要



流域連携

(例)「筑後川流域の市民活動に詳しい方」

・多方向で情報を伝えるための専門家 の必要性



情報・マスコミ

(例)「情報の共有化をアドバイスする専門家」

・いろいろな目的を達成するには 利害が生じる

・昔は川に近づくのは個人の責任。 今は行政に責任をゆだねている



法律・合意形成

(例)「水に関する利害調整等に詳しい方」

流域の楽しさの創出

筑後川流域圏には様々な観光資源がある

観光スポットに配慮した治水・利水を

観光

(例)「流域内観光に詳しい方」

・治水も大事だが、川沿いの景観を 存
続させることも大事

・眺めは人に安らぎを与える

景観・まちづくり

(例)「河畔を活かしたまちづくりの
専門家」

・親水は経済的活性化につながる

経済

(例)「河川の有する様々な
経済的価値に詳しい方」

まとめ (案)

自然環境の再生

環境工学

沿岸環境

生態学(魚類・底生生物)

生態学(植物)

歴史文化の保全

歴史文化

キーワード

・
分野は
相互に関連

暮らしの安全・安心

河川工学

水防・自主防災

環境教育・福祉

農業水利

漁業 舟運

流域の楽しさの創出

観光

景観・まちづくり

経済

川と人との関わりの再構築

流域連携

情報・マスコミ

法律・合意形成

他の委員会の事例

項目等	方針策定済み			
	大野川	白川	大淀川	本明川
方針策定日	H11.12.1	H12.12.19	H15.2.4	H12.12.19
準備会	無し	有り	有り	有り
準備会設置年月日	-	H10.11.17	H14.3.25	H15.2.24
公募	無し	無し	有り	有り
委員会設置年月日	H12.1.20	H11.2.9	H14.10.8	H15.8.18
委員構成	文化(2名) 河川工学等(3名) 漁業(1名) 環境(3名) 農業(1名) 経済(1名) マスコミ(1名) NGO(1名) 計(13名)	文化(2名) 河川工学(1名) 漁業(2名) 環境(4名) 農業(4名) 経済(3名) マスコミ(1名) 行政(1名) 計(18名)	文化・教育(3名) 河川海岸工学(2名) 漁業(1名) 環境(10名) 農業(2名) 経済(2名) マスコミ(3名) 行政(2名) 福祉(1名) 公募者(11名) 計(37名)	文化(1名) 河川工学等(1名) 環境(4名) 農業(1名) 経済(1名) マスコミ(1名) 行政(1名) 弁護士(1名) 市民等(2名) 公募者(7名) 計(20名)
分科会等	無し	無し	未定 (場合によって設置)	未定 (場合によって設置)
住民意見聴取方法	ブロック毎の説明会等	流域住民アンケート 公聴会 ブロック毎の説明会	流域住民アンケート ブロック毎の公聴会	未定
整備計画策定年月日	H12.11.27	H14.7.23	-	-

城原川について

第2回で議論すべき事項

委員会のあり方(事務局案の審議)

分野・人数の設定(事務局案の審議)

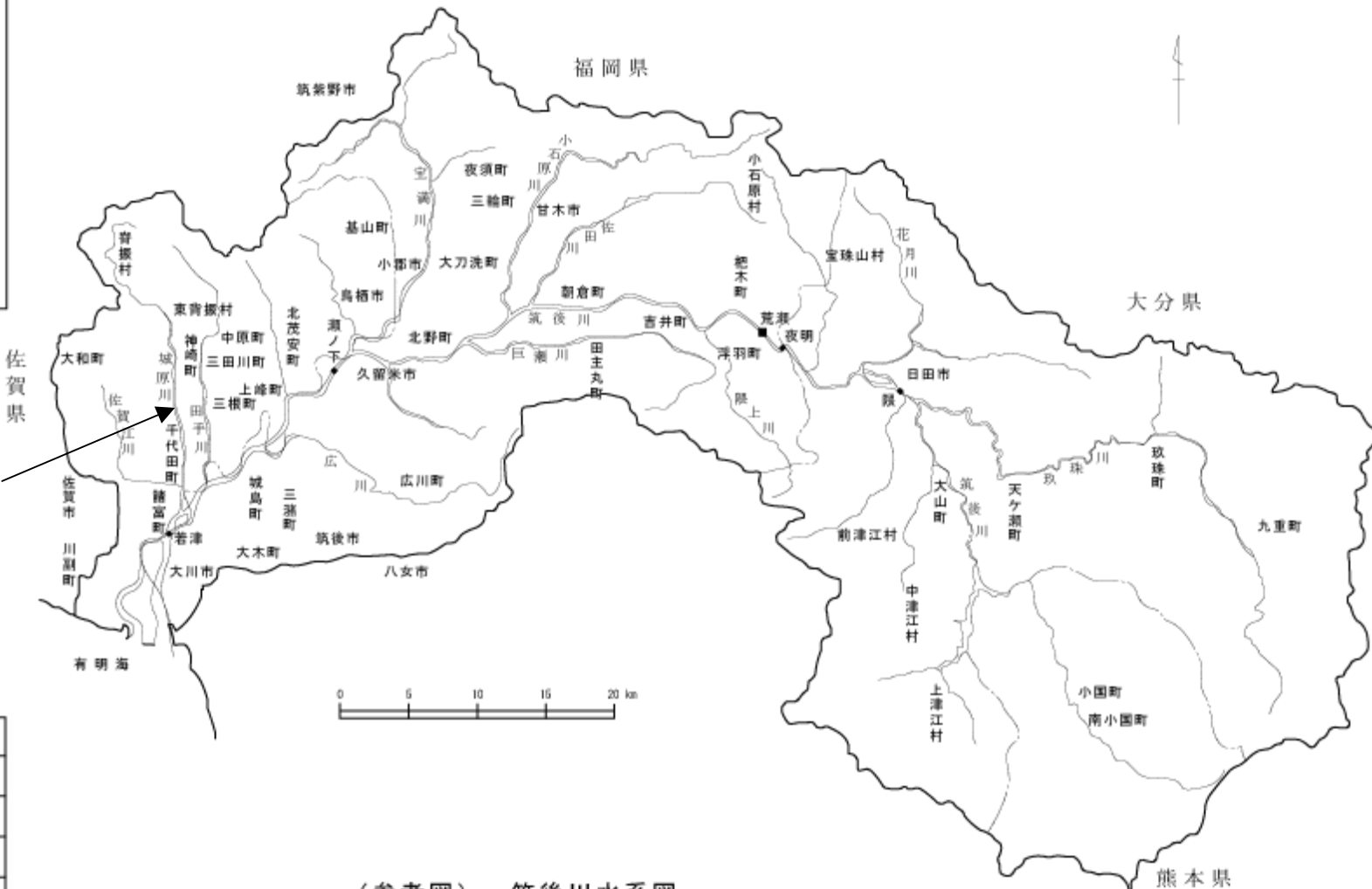
各分野の委員選定に当たり考慮すべき事項
(どのような専門・経験を有するか、推薦方法等)

城原川について

筑後川水系位置図



城原川



凡 例	
■	基準点
●	主要な地点
—	流域界
- - -	県界

(参考図) 筑後川水系図

流域の概要



- ・流域面積 : 64.4km²
(山地: 70%, 平地: 30%)
- ・幹川流路延長 : 31.9km
- ・流域内市町村 : 1市3町1村
- ・流域内人口 : 約1万人

過去の洪水被害

昭和28年洪水



昭和47年洪水



昭和57年洪水



柴尾橋下流

柴尾橋下流

佐賀県神埼郡城原川沿岸
の民家流出 神埼橋下流(
佐賀県庁資料・九州大学
附属図書館所蔵)

床上浸水: 14,597戸
床下浸水: 14,920戸
農地被害: 13,318ha

治水計画の概要

治水目標 : 1/150確率(150年に1回発生する降雨を対象)

計画雨量 : 521 mm / 48時間(筑後川本川荒瀬)

基本高水ピーク流量 : 690 m³/s(基準地点: 日出来橋)

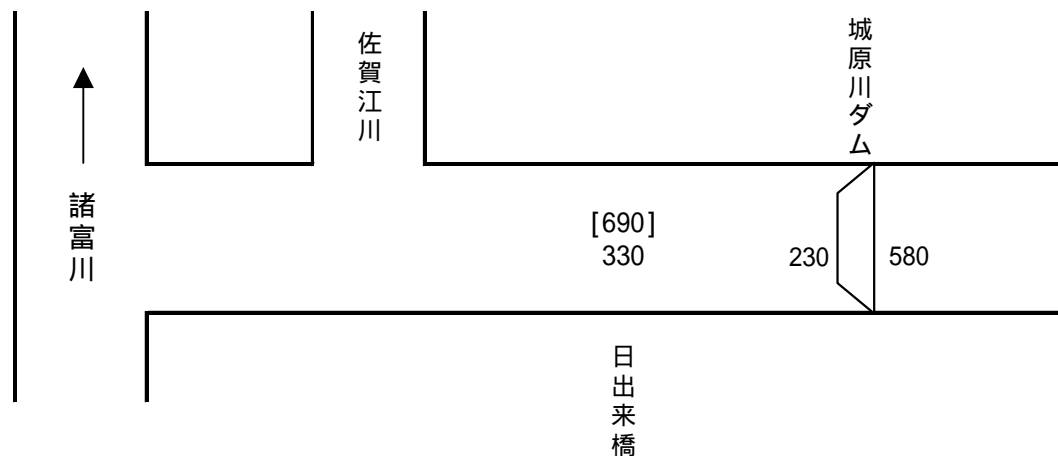
計画高水流量 : 330 m³/s(基準地点: 日出来橋)

城原川ダムによる調節量 : 360 m³/s(基準地点: 日出来橋)

城原川計画高水流量図

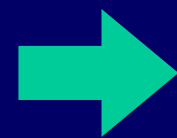
単位: m³/s

[]は基本高水のピーク流量



城原川の改修事業と直轄編入の経緯(佐賀県管理時代)

- 昭和22年～24年:河川局部改良事業
- 昭和28年～36年:災害助成事業



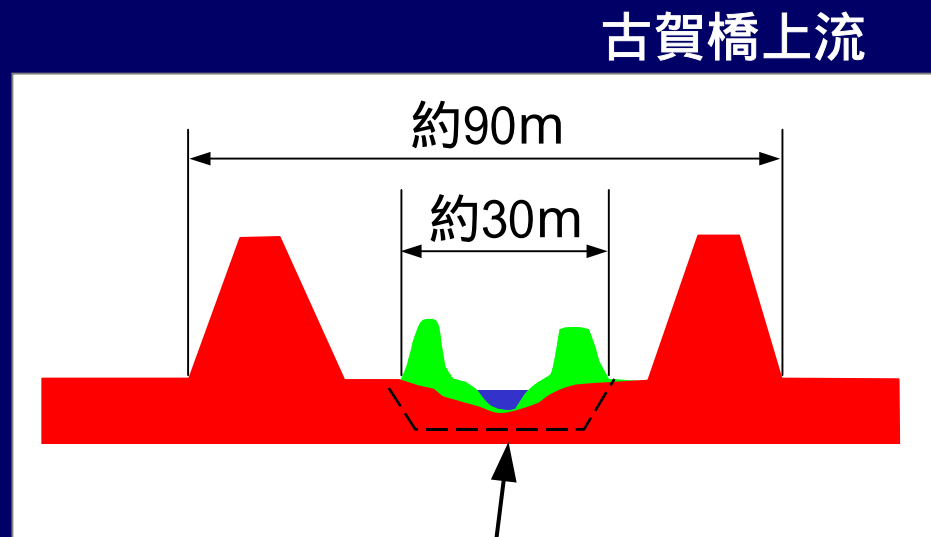
330m³/sを
目標に河道改修



古賀橋

S34.3撮影

河川改修により川幅が3倍くらいになりました



河床の掘削までは実施されませんでした。

4. 城原川の改修事業と直轄編入の経緯(直轄編入)

- 昭和40年 佐賀江川直轄編入

- 昭和54年 城原川ダム実施計画調査採択

- 昭和55年 城原川直轄編入(佐賀江川合流点～日出来橋)

計画高水流量 $330\text{m}^3/\text{s}$ を踏襲

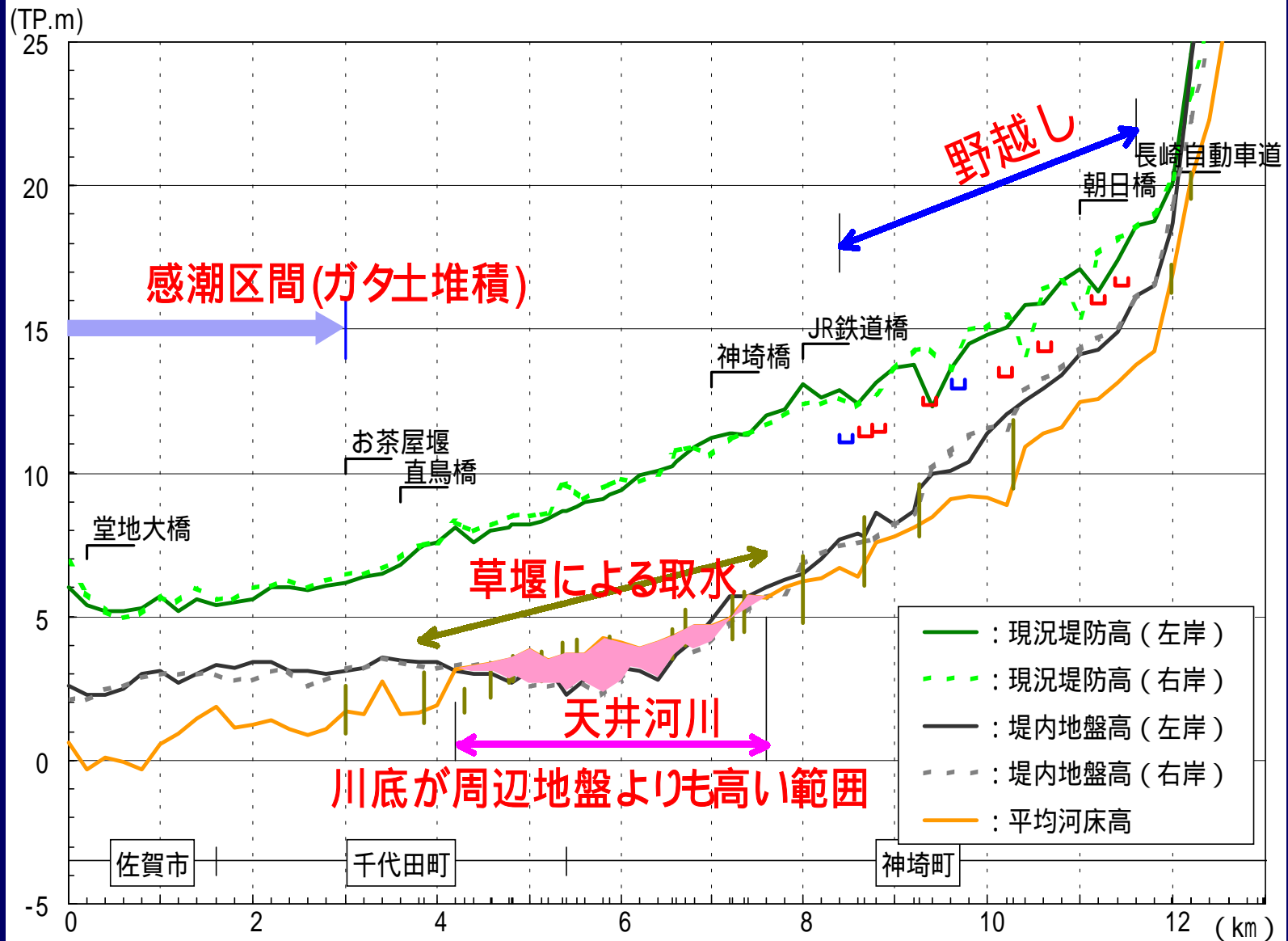
城原川は天井河川であり、堰等が散在し、治水安全度が低く、昭和54年の佐賀導水事業建設着手に伴い、1元的な管理が必要なため昭和55年に直轄編入

- 平成元年 計画高水位(HWL)を下げた。

『治水の原則』・・・洪水時の河川水位を下げて洪水を安全に流す原則に従い、計画高水位を下げた

- 平成13年度、東佐賀導水暫定通水に伴い、1.1km直轄区間延伸

城原川の問題点



城原川の問題点

ガタ土の堆積

[城原川ガタ土堆積実態]

ガタ土掘削直後(昭和63年12月)

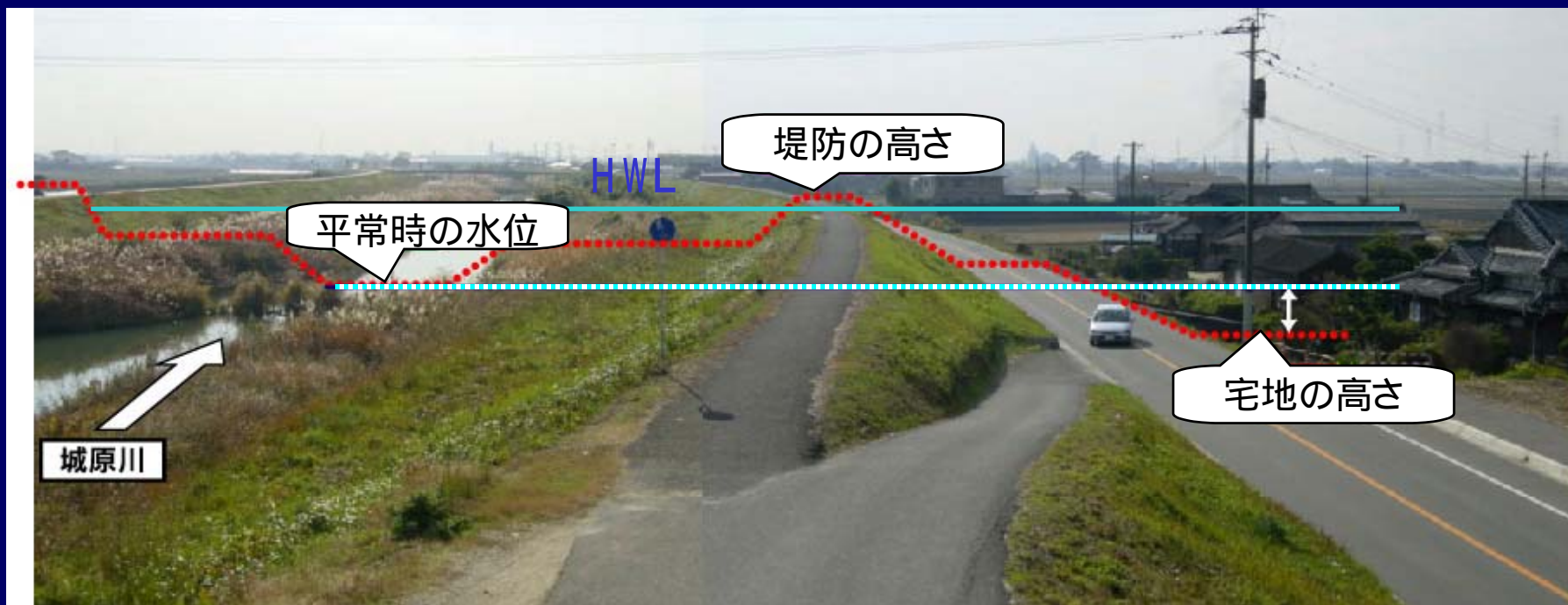


掘削後約3年3ヶ月(平成4年3月)



城原川の問題点

中流は天井河川で洪水被害の危険性が高く、また、河床を局所的に掘削しても、埋め戻されやすく河川の形状を維持できません。



城原川 (6k000付近) 新村橋より下流を望む

城原川の問題点

大規模な河床掘削をすると、草堰からの取水ができないとともに現在の河川環境が大きく改変されます。

[中流部の河川環境]



城原川の問題点

中流に点在する野越しにより、流域に一時的に湛水させる方法は、宅地化が進む現状では適切ではありません。

[野越し周辺の地形]



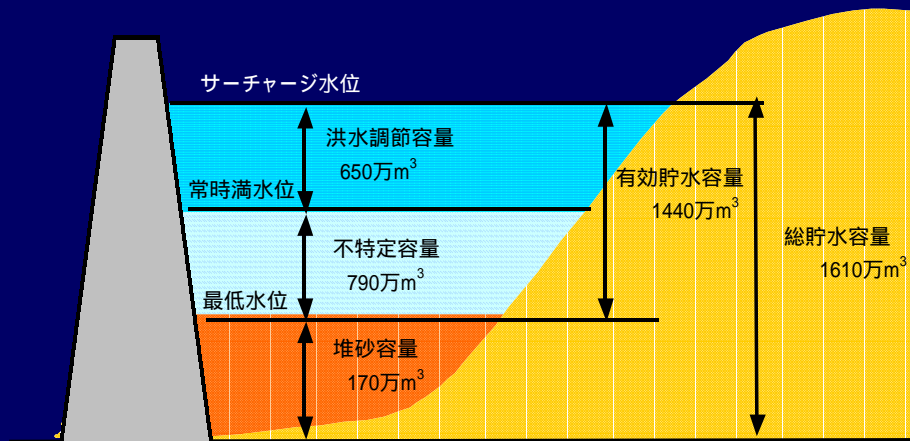
[平成11年6月29日(約170m³/s)
で野越し天端下付近まで増水]



城原川ダム

城原川ダムは城原川中流部（神埼郡神埼町と脊振村の町村境）付近に計画中のダムで、洪水調整を行うと共に、下流の流水の正常な機能の維持を目的としたダムです。

現段階でのダム規模は高さ約100m、総貯水容量約1,610万 m^3 です。



これまでの経緯

昭和54年 4月

:城原川ダムの実施計画調査に着手

平成14年12月13日

:佐賀県知事が九州地方整備局長に要請

「城原川ダムの目的を洪水調節と不特定用水に変更し、事業の可能性について検討要請」

平成15年 7月 7日 :九州地方整備局長より佐賀県知事に検討結果報告

知事より 「この検討結果の妥当性をチェックし県としての意見を申し上げたい」また、「関係者とよく話をし、ダムの必要性や代替案を含めた議論をしていきたい」

旨の発言を受けた。

平成15年7月8日以降

:佐賀県知事への報告内容を佐賀県と共に関係機関に説明

・関係市町村(首長、議長)

脊振村、神埼町、千代田町、諸富町、佐賀市、大川市、川副町

・自治会

神埼町区長会、千代田町区長会

・水没3団体(会長)

・その他関係機関

城原川をとりまく現在の状況

7月8日より城原川流域の首長はじめ関係機関に対し、城原川ダムの治水計画・不特定計画についての説明を行いました。

水没地域

脊振村

主な意見：すでに約30年が経過した。早く結論を出して欲しい

下流受益市町

神埼町

千代田町

佐賀市

諸富町

川副町

大川市

主な意見：ダムの必要性について疑問。河川改修を優先すべき。

地域住民の意見を聴く場が必要。

知事の判断を踏まえて対策を検討したい。

その他

佐賀東部水道企業団

主な意見：国・県の判断を見守りたい。



城原川についての今後の方針(案)

課題の局地性

- ・城原川流域は単県内(佐賀県)
- ・治水計画は城原川を対象(筑後川本川は対象としていない)
- ・不特定用水は、城原川の維持流量、城原川沿川の防火、洗浄用水、佐賀県内での新たな広域的な環境用水を対象

課題の緊急性

- ・関係者とよく話をして河川改修、ダムの必要性や代替案を含めた議論
- ・既に約30年が経過。早期の結論。
- ・地域住民の意見を聴く場が必要。

➡ 城原川の今後20~30年の整備目標や内容(城原川河川整備計画)の早期策定が必要。

学識経験者の意見聴取や住民意見の反映方法について指導助言を得る場づくり(城原川流域委員会)が必要。

城原川流域委員会について

(目的) 城原川河川整備計画(案)の策定にあたり
学識経験者の意見聴取の場
関係住民意見の反映方法について指導助言を得る場

(組織等)

国土交通省と佐賀県が設置・運営(事務局)
(理由: 国管理と県管理の区間を一体的に議論する必要があるため。)
委員の任期は1年(再任を妨げない)

(筑後川水系流域委員会準備会議との関係)

課題が局地性・緊急性を有するため「筑後川水系流域委員会(仮称)」の分科会に位置づけ
城原川流域委員会からの意見(答申)は、事務局を通じ、今後設置予定の「筑後川水系流域委員会(仮称)」に報告。

城原川流域委員会の委員の選定方法

委員会の早期の設置と早期の議論開始のため

- ・城原川流域や佐賀県域に詳しい方
- ・国と佐賀県が共同で推薦
- ・女性委員、合意形成の専門家の起用
- ・関係自治体からの委員推薦枠や公募委員枠を設定
- ・分野については、城原川の特徴と課題を踏まえ設定。
- ・その他、城原川流域委員会は、必要と認められるときに、他者の出席、意見聴取を可能。

城原川流域委員会委員候補案

分野	氏名	ふりがな	所属・役職
委員長	荒牧 軍治	あらまき ぐんじ	佐賀大学教授
環境工学	古賀 憲一	こが けんいち	佐賀大学教授
水質	飯盛 和代	いさがい かずよ	佐賀短期大学教授(地球環境)
文化財	小宮 睦之	こみや むつゆき	元 佐賀県立博物館副館長
経済学	坂本 美須子	さかもと みすこ	佐賀女子短期大学助教授
法律(水利)	七戸 克彦	しちのへ かつひこ	慶應義塾大学教授
合意形成	桑子 敏雄	くわこ としお	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
農業水利			
環境			
歴史			
自治体推薦 又は公募			